

国連総会での経済封鎖討議に米国、奇妙な修正案を提出

9月29日付の拙稿『憂慮される米国の対キューバ経済封鎖解除決議の投票動向』でご紹介しましたように、10月31日に第73回国連総会で、米国の解除決議案、「米国の対キューバ経済・通商・金融封鎖解除の必要性」が討議され、採決に付されます。

米国の対キューバ経済・通商・禁輸封鎖は、昨年の決議文でも認められているように、①国連憲章の目的と原則に違反し、②あらゆる国際法に違反し、③諸国間の主権の平等を認めず、④内部問題に対する不干渉・不介入の原則に違反し、⑤国際通商・航行の自由に違反し、⑥米国の国内法を第三国に強要する、あらゆる面で不当な非人道的な措置です。したがって、1992年以来、実質的に反対国は米国とイスラエルのみで、26年連続で解除が可決されてきたものです。特にこの3年間は、国連加盟国193カ国のうち、191カ国が解除に賛成するという、事実上満場一致に近いものとなっています。一昨年は、オバマ政権のもとで、米国とイスラエルは棄権に回り、反対国がゼロとなりました。

キューバ政府は、10月3日経済封鎖解除決議案 A/73/L.3 号を総会に提出しました。内容は、予想通り、前年度の決議文に前年度決議された旨の日付を3カ所追加しただけのもので、前年度に解除決議に賛成した国々は、その後のキューバ政府の内外政策に大きな変更がないだけに、態度の変更は難しいものとなっています（資料決議案 A/73/L.3 号参照）。

ところが、トランプ政権は、昨年イスラエルとともに決議に再び反対に回ったところか、10月23日、上記決議案 A/73/L.3 号に対する8項目の修正案を総会に提出しました。その内容は、まさに換骨奪胎という言葉に相応しい内容であるうえに、全体の決議案に内容がまったく整合しないという陳腐なものとなっています。

米国の修正案は、第一に、決議案 A/73/L.3 号の前文の「国連憲章において定められている目的と原則を厳粛に尊重することを決意して」のあとに、次の三つのパラグラフを「深刻に憂慮するとして」追加しています（資料決議案 A/73/L.3 号参照）。

第1項：キューバには情報への接近と表現の自由が大いに欠けていること、司法の独立が完全に欠如していること。

第2項：キューバでは、閣僚評議会、軍司令部を含む最高決定機関に女性が不在であること。

第3項：労働組合がキューバ労働者センターという唯一のものであり、ストライキが禁止され、集団交渉が制限されていること

さらに第二に、決議案 A/73/L.3 号の第3パラグラフ「1996年3月12日に公布された『ヘルムズ＝バートン法』として知られているような法律あるいは規制措置が・・・」のあとに、次の5つのパラグラフを「キューバに要請する」として追加しています。

第4項：キューバは、市民に市民的、政治的、経済的権利と自由を完全に与えること。

第5項：独立した多様な複数主義の市民社会が完全に機能するようにすること。

第6項：表現、集会、結社の自由、インターネットの自由への全面的な制限を廃止すること。

反政府勢力、人権活動家、ジェンダー活動家、労働組合活動家、ジャーナリスト、ブロガーなどへのハラスメントや脅迫を止めること。

第7項：一方的に逮捕された人権活動家を釈放し、その判決を破棄すること。人権活動家への弾圧を止めること。

第8項：司法機関、治安機関の人権侵害の改善をすすめること。キューバ政府は、これらの人権侵害を無罪とはしないこと。

というのですが、とどのつまり、これらの8項目が達成されれば、経済封鎖を解除するというものです。しかし、オバマ政権は、こうしたキューバの内政問題の解決を条件にするアプローチが歴史的に非現実的であったこと、むしろ米国を対キューバ政策では世界で孤立させるものであったことを認め、経済封鎖解除政策に転換したのです。

これら8項目の内容は、すべてキューバの国内問題に関するもので、決議文第一パラグラフ、「多くの国際司法機関においても定められている原則、すなわち諸国間の主権の平等、内部問題に対する不干渉・不介入」に違反するもので、8項目を挿入するのであれば、第一パラグラフを削除しなければなりません。米国案のように第一パラグラフを維持したまま、8項目を挿入することは、内部矛盾となります。ここでは、米国政府が、各国の主権の平等と内部問題不干渉・不介入の原則をまったく理解していないことが分かります。また、8項目の内容は、部分的、一面的な内容で、ブルーノ・ロドリゲス、キューバ外相は、10月25日のハバナでの内外記者会見で、米国の人権問題も取り上げながら、詳細に反駁しています。

また、米国国務省は、ゴンサーロ・ガジェーゴス国務省副次官補の署名入りの文書を、この修正案とともに各国に渡し、修正案の意図を説明し、修正案付きの解除決議案に賛成するよう説得しようとしています。ロドリゲス外相は、記者の質問に対し、態度の変更の可能性のある国を、当然のことながら具体的には示しませんでした。トランプ政権は、ラテンアメリカ・カリブ海地域における一定の政治的傾向の変化をもとに個々の国々と交渉しているものと思われます。米州では、1993年にパラグアイが解除決議に反対して以来、25年間米国を除くすべての国が解除決議に賛成しております。万一、棄権にでも回る国ができれば、4分の1世紀前に歴史が後戻りする奇怪な事件となるでしょう。

総会では、恐らくは、米国の修正案を挿入することに、緊急の反対動議が出され、賛否が分かれるものの否決され、元通りのキューバ案が採択されるでしょう。米国の対キューバ経済封鎖は、端的に言えば、米国がキューバの主権を認めるかどうか、国際社会は、米国によるキューバへの内政干渉に反対するかどうかの、国家間の原則的な問題なのです。

(2018年10月28日 新藤通弘)

第 73 回国連総会採択決議案
第 A/73/L.3 号

2018 年 10 月 3 日

キューバ決議案

アメリカ合衆国の対キューバ経済・通商・金融封鎖解除の必要性

国連総会は、

国連憲章において定められている目的と原則を厳粛に尊重することを決意して、

それらの原則の中でも、また多くの国際司法機関においても定められている原則、すなわち諸国間の主権の平等、内部問題に対する不干渉・不介入、国際通商・航行の自由を再確認して、

キューバに対し科せられた経済、通商、金融封鎖措置を終止する必要性に関する中南米・カリブ海諸国共同体首脳会議における中南米・カリブ海諸国の国家元首または政府首班の声明を想起して、

1996 年 3 月 12 日に公布された「ヘルムズ＝バートン法」として知られているような法律あるいは規制措置が、加盟諸国によって引き続き公布され、適用されていること、また同法が、米国の領域外に適用され、他国の主権、他国の法制下にある企業及び個人の合法的利益、また通商・航海の自由を侵害していることを憂慮して、

いろいろな政府間会議、諸機関、政府の宣言及び決議が、前述した種類の措置の公布と適用に対して国際社会及び世論が拒否を表明していることを考慮して、

1992 年 11 月 24 日の決議第 47/19 号、1993 年 11 月 3 日の決議第 48/16 号、1994 年 10 月 26 日の決議第 49/9 号、1995 年 11 月 2 日の決議第 50/10 号、1996 年 11 月 12 日の決議第 51/17 号、1997 年 11 月 5 日の決議第 52/10 号、1998 年 10 月 14 日の決議第 53/4 号、1999 年 11 月 9 日の決議第 54/21 号、2000 年 11 月 9 日の決議第 55/20 号、2001 年 11 月 27 日の決議第 56/9 号、2002 年 11 月 12 日の決議 57/11 号、2003 年 11 月 4 日の決議 58/7 号、2004 年 10 月 28 日の決議 59/11 号、2005 年 11 月 8 日の決議 60/12 号、2006 年 11 月 8 日の決議 61/11 号、2007 年 10 月 30 日の決議 62/3 号、2008 年 10 月 29 日の決議 63/7 号、2009 年 10 月 28 日の決議 64/6 号、2010 年 10 月 26 日の決議 65/6 号、2011 年 10 月

25日の決議 66/6号、2012年11月13日の決議 67/4号、2013年10月29日の決議 68/8号、2014年10月28日の決議 69/5号、2015年10月27日の決議 70/5号、2016年10月26日の決議 71/5号及び2017年11月1日の決議 72/4を想起して、

同様に、米国政府により2015年及び2016年に封鎖措置の適用についてのいくつかの内容を修正する措置が採用されたが、それは、2017年6月16日に発表された封鎖の適用を強化する措置と対照的なものであることを想起して、

決議第 47/19号、決議第 48/16号、決議第 49/9号、決議第 50/10号、決議第 51/17号、決議第 52/10号、決議第 53/4号、決議第 54/21号、決議第 55/20号、決議第 56/9号、決議 57/11号、決議 58/7号、決議 59/11号、決議 60/12号、決議 61/11号、決議 62/3号、決議 63/7号、決議 64/6号、決議 65/6号、決議 66/6号、決議 67/4号、決議 68/8号、決議 69/5号、決議 70/5号、決議 71/5号及び決議 72/4の採択後も、キューバに対する経済・通商・金融封鎖が依然として存続し、この種の諸措置が引き続き公布され、適用されていることを憂慮し、またキューバ国民と他国に居住するキューバ国民に対するこれらの措置の否定的影響をも憂慮し、

1. 決議第 72/4号1の履行についての事務総長報告を考慮する。
2. すべての加盟国は、とりわけ通商と航行の自由を再確認している国連憲章及び国際法に従って義務を果たすべく、本決議の前文において指摘されている種類の法律及び措置を公布し、適用することを謹むよう、再度呼びかける。
3. この種の法律及び措置が存在し、それらを引き続き実行している各国に対して、できるだけ短期間に、その法制度に従って、それらを廃棄するか、無効とするための必要な措置を取るよう、再度切望する。
4. 国連憲章及び国際法の目的と原則に照らして、本決議の履行についての報告を、然るべき国連の諸機関及び諸組織と協議して準備し、それを第 73 回国連総会に提出するよう、事務総長に要請する。
5. 第 73 回国連総会の暫定計画に議題「米国の対キューバ経済・通商・金融封鎖解除の必要性」を含めることを決定する。

(新藤通弘訳)

¹ A/72/94

